神戸市民間児童福祉施設耐震診断調査等補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 本要綱は、市内の民間児童福祉施設の耐震診断調査に要する経費を助成すること により、災害による被害を未然に防止することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「民間児童福祉施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第7条に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設等をいう。
- 2 この要綱において「補助金」とは、民間児童福祉施設が実施する耐震診断調査に対して神戸市が交付する補助金をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)調査内容

各施設の建築物の構造に応じ、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・ 改修設計指針・同解説」(2001 年改訂版)(財団法人日本建築防災協会発行)、「耐震 改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(財 団法人日本建築防災協会発行)、「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2004 年版)(財 団法人日本建築防災協会発行)又はその他市長が認める方法による診断とする。

(2) 補助対象者

補助金の交付対象者は、民間児童福祉施設のうち、次の各号の基準を満たす施設を設置経営する者とする。

- ア. 施設規模、設備及び運営が、国並びに本市が施設種別ごとに定める設置基準等及び設置運営要綱等に適合するものであること。
- イ. 昭和56年以前に設計された施設(新耐震設計法によらないものに限る。)
- ウ. その他市長が必要と認める施設

(算定基準)

第4条 補助の算定基準は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補助額
耐震診断調査の実施に必要な経費	耐震診断調査に必要な経費の実行額
	に3分の2を乗じて得た額
	ただし、実行額が別表に定める基準
	額を超える場合は、基準額の3分の2
	を乗じて得た額

- 2 補助額は、対象経費の実行額ないしは基準額の3分の2を乗じた額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、予算の制約等の事由があるときは、同項に規定する額を減額することができる。

(補助金の申請及び交付)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに市長に次に掲げる書類を提出し、申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 算出内訳書(様式第1号の2)
- (3) 添付資料
 - ア 事業計画書(別紙1)
 - イ 契約書の写し
- 2 前項の申請があった場合において、市長はその内容を審査し、適当と認めたときは、 補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付決定を行う。
- 3 市長は、事業完了後において補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から耐震診断調査等補助金等完了届兼補助金交付請求書(様式第3号)を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

- 第6条 補助事業者は、事業完了後速やかに、市長に対して、次に掲げる書類を提出する ものとする。
 - (1) 事業実績報告書(様式第4号)
 - (2) 精算内訳書(様式第4号の2)
 - (3) 調査報告書1部 (診断結果と補強案・概算をまとめたもの)

(報告及び指導監督)

第7条 市長は、必要があると認められるときは、この補助金の交付に関し、補助事業者 に対して必要な報告を求め、又は、必要な指導及び監督等を行うことができる。

(補助金の返還)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助事業者に対して既に交付した 補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。
 - (1) 補助金の使途が、この要綱の目的に反するとき。
 - (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 前条に定める指導監督に従わなかったとき。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年11月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。